

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

10 2020 月号 | No.571



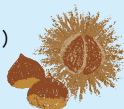
大阪ミリカ・ヒルズ団地とオンライン交流会



詳細は30ページへ

人のうごき [令和2年9月30日現在]

[人口] 2,271人(0)
[男] 1,103人(-1)
[女] 1,168人(1)
[世帯数] 944 (1)



【IP電話番号】 村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007

総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970 住民税務課 ☎679-2114
健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973 議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304
保育所 ☎679-2217 ※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP.5000～5004 ©役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173

議会だより

令和2年
第3回9月定例会

令和2年第3回定例会は、9月9日開会され、令和元年度各会計決算認定案件7件、令和2年度各会計補正予算案件5件、条例案件1件、契約案件1件、報告案件1件、議員提出議案2件の合わせて17件の審議を行い、原案どおり認定、可決、受理し、9月18日に閉会しました。

現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症への対応状況

政府の緊急事態宣言解除後、全国各地で感染者数が急増し、改めて3密回避など感染対策の徹底が求められています。一方で、7月末をピークに緩やかな減少傾向にあるとの統計結果も示されていますが、厚生労働省の専門家会議では「重症者は増加していて、引き続き感染予防対策を緩めてはいけません。」との見解が示されています。

徳島県内では、9月8日現在、徳島市ほか本村の周辺市町を中心に累計146人の感染が確認され、さらに通所介護施設などで累計4件のクラスター（感染者集団）が発生するなど、8月以降、感染者が急速に増加しています。

こうした中、現在も予断を許さない状況が続いているとの認識のもと、村民の皆さまに、村内放送等により、県内での感染状況等の情報提供、手洗いの励行、マスクの着用などの感染予防対策、感染が拡大している地域や施設への移動や利用の自粛、新たな生活様式に対応したスマートライフの実践など、継続的に啓発や要請を行っています。また、役場内では、感染拡大を対岸の火事とせず、目前に迫ってきているとの認識のもと、定期的に対策本部会議を開催し、県内外の感染状況等の情報共有や

村内での感染者発生という万一の事態を想定した対応方針の確認などを行っています。

新型コロナウイルス感染症関連対策予算の執行状況

①「感染予防対策の充実強化」

公共施設への消毒液、マスク、ハンドソープ等の感染予防の資材の充実については、既に学校及び学童保育クラブ、保育所に対する配備をおおむね完了し、感染症対策に万全を期しています。

②「村民の暮らしを守る」

特別定額給付金は、受付開始から支給までの手続を県内で最も早く完了しました。また、子育て世帯への臨時特別給付金は6月末までに村内の対象世帯への支給を完了し、本村独自施策である感染症予防資材購入支援金（1人1万5千円）は通知文書の送付を終え、支給準備を進めています。さらに、村民の出産後の経済的な支援及び子どもの健やかな成長の応援をするため、国の特別定額給付金の対象外となった令和2年4月28日以降、令和3年3月末までに出生された新生児を対象に村独自の新生児特別定額給付金（1人10万円）も順次、申請受付、支給手続を進めています。

なお、常会の活動再開を支援する各常会への補助金は、7月中に支給を終えています。

③「地域経済の維持回復」

村内事業者の皆さまを支援する事業者経営支援助成金は、9月4日までに農業者14人（うち特定品目の農業者5人）、個人事業主18人、企業10社の計42件、計720万円を支給しています。

地域活性化団体への活動支援助成金は、村内団体への申請に向けた説明会を開催する予定です。

④「地域経済の活性化」

社会経済活動の本格化を見据えた、村内事業者を対象とした村独自のチャレンジ事業支援補助金は、予算枠6件を既に超えたため、8月補正で増額し、現在、第2回目の募集準備を進めています。

村民の皆さまのご理解とご協力により、村内で感染者が発生することなく今日に至っていますが、引き続き役場全体が一丸となって緊張感を持ち、感染予防、経済活性化に全力で取り組みます。

● 決算認定案件 ●

議案第46号（認定第1号）から議案第52号（認定第7号）について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度一般会計及び特別会計の決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの。

● 補正予算案件 ●

議案第53号 令和2年度佐那河内村一般会計補正予算（第4号）について

既定の歳入歳出予算の総額を8,982万千円増額し、補正後の予算総額を40億9,192万5千円とするもの。

村内での感染拡大を回避し、村民の皆さまの暮らしを守り、地域経済への影響を最小限にとどめるための新型コロナウイルス感染症対策(第3弾)を中心に編成するもの。

歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など5,650万円の増、県支出金で介護低所得者保険料軽

減分県費負担金など248万2千円の増、繰越金で前年度繰越金2,698万7千円の増など。

歳出では、総務費で電算システム改修など1,436万円の増、民生費で学童保育室内改修工事、介護保険事業特別会計繰出金など1,695万円の増、衛生費では子ども・妊産婦・高齢者のインフルエンザワクチン接種費用補助金、救急搬送車購入など2,698万7千円の増、消防費では避難所(村民体育館)の備品購入(スポットクーラー・発電機)など1,790万2千円の増など。

議案第54号 令和2年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を72万円増額し、補正後の予算総額を3億8,722万円とするもの。

議案第55号 令和2年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額を33万円増額し、補正後の予算総額を9,193万円とするもの。

議案第56号 令和2年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を13万円増額し、補正後の予算総額を1億5,923万円とするもの。

議案第57号 令和2年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を900万円増額し、補正後の予算総額を3億9,115万円とするもの。

● 条例案件 ●

議案第58号 佐那河内村税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直しなどに関する税条例の一部改正を行うもの。

● 契約案件 ●

議案第59号 佐那河内村新庁舎・消防センター建築工事請負契約の締結について

地方自治法第96条第1項第8号

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の同意を求めるもの。

● 報告案件 ●

報告第4号 令和元年度佐那河内村財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を報告するもの。

● 議員提出議案 ●

発議第3号 徳島県主要作物種子条例制定を求める意見書について

主要農作物種子法(H30.4.1廃止)に代わる徳島県条例の制定を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するもの。

(提出先：徳島県知事)

発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実することなどを求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するもの。

(提出先：内閣総理大臣ほか9人)

一般質問

大岩 和久 議員

1. 嵯峨地区における未使用施設の有効な利活用について

質

①災害時の避難所及び備蓄倉庫としての利活用が期待できる。このことに対しての考えをうかがいたい。
②上記以外では、コミュニティーの場・賑わいの場としての利活用も考えられる。このことについてはどうか。

答

①近年、地球温暖化の影響により、台風がこれまでにないほど大型化するとともに、ゲ

リラ豪雨が全国各地で相次ぐなど、自然災害が激甚化、頻発化しています。さらには、今後30年以内に発生する確率が高いと言われていた南海トラフ巨大地震など、大規模自然災害の発生時の備えとして、避難所の確保は極めて重要です。

また、災害発生時には避難所に多くの人が集まるため、3密状態を回避するためのスペースの確保をはじめ、消毒液、マスクなどの衛生資材や間仕切り、テントなど新型コロナウイルスの蔓延防止対策のため新たな物品の備蓄・収納場所の確保が必要になります。

嵯峨地区の避難所、備蓄倉庫として災害時に地域の住民の安全確保の中心的役割を担う新たな施設の設置は、地区内の現有施設、未利用施設や空き地の利活用を中心に幅広く検討します。

②東日本大震災などの大規模自然災害による防災意識の高まりから、全国各地でさまざまな工夫をこらした避難所施設の整備が進められています。災害時には避難所、救援・救護スペースとして、平常時には住民の出会いや交流、イベント開催、健康づくりの場として、地域ににぎわいをもたらす多目的施設を整備するケースが多く見受けられます。

村としても村民の皆さまから親しまれ、安全・安心の確保や地域力の向上、にぎわいづくりなどに資する施設とすることが重要と考えています。

こうしたことを念頭に置き、このたびの台風による災害を踏まえ、多目的に利用できる避難所施設の整備を検討します。

2. 救急搬送車の運行状況の向上と今後の資器材の強化について

質

①研修会等の開催や関係各課との情報共有を密にして、安全運行の向上に努めてもらいたい。考えをうかがいたい。

②患者を安全に運ぶための、車両及び資器材の整備、強化も必要である。このことについてはどうか。

③将来を見据えたソフト、ハード両面の整備が必要であると考え

る。まとめとして、村長の方針をうかがいたい。

答 ①救急搬送業務に関する研修は、救急救命士を配置するまでは、徳島市消防局の協力を得て、毎年1回、実際に出勤する救急車に同乗し技術指導を受ける研修を行っていました。

平成29年度の救急救命士配置以降は、救急救命士が救急搬送業務委託先職員に対して運転技術や救命処置等の指導を行っています。

関係各課との情報共有は、救急搬送車の通行障害となる道路の通行止めなどの情報は建設課、迅速かつ的確な救急処置を行うために特に配慮を要する人の情報は個人情報情報の取扱いに留意しつつ健康福祉課と連携を図り、救急救命士及び救急搬送業務委託先と情報を共有し、安全な救急搬送業務の実施に努めています。

②現在使用中の救急搬送車は、購入から13年を経過し、走行距離は約5万6千kmです。2年に1回の車検に加え1年ごとの法定点検、経年劣化による部品等の交換により、運行に大きな支障は出ていません。

このたび、万一、新型コロナウイルス感染症患者または疑いのある患者を搬送した場合に、車両の消毒時間を待つことなく他の傷病者の搬送がすぐに行えるよう、今議会に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し新たに救急搬送車を1台購入する予算を計上しました。

購入予定の救急搬送車には、現在の救急搬送車に装備されていない資器材、最新の資器材のほか、振動を和らげる防振架台などを積載予定です。

③現在は救急救命士2人が交代制で土日、祝日を問わず、1年を通じて日中の救急搬送業務に当たっています。

今後とも救急救命士の24時間配置に向けて体制整備をはじめ、村民が安心して暮らせるための救急者搬送の充実に努めます。

井開 一文 議員

1. 人口減少と財政課題について

質 ①令和2年度における、人口の増加にむけた具体的なプランの進捗状況について

②人口減少が引き起こす多様化、複雑化する行政課題と今後の財政課題への対応について

答 ①移住・交流・定住施策の推進では、住宅環境の整備対策として分譲宅地造成を進め、一部については本年末に完了予定です。

仕事や雇用の創出では、本村の農業や商工業などの産業振興の重要な役割を担うふるさと納税の返礼品の充実やPRの強化等の工夫により、昨年並みの水準を維持しています。また、本村初の企業誘致である山神果樹薬草園の建設工事が着々と進んでいます。今後は村と企業の連携協定に基づき、和柑橘の生産振興や雇用創出などの取り組みも予定していますので引き続き操業開始の支援に努めます。

子育て環境の充実では、出産祝い金の給付、子どもはぐくみ医療事業の実施、学童保育クラブの活動のさらなる充実などの子育て対策事業を引き続き実施をしています。また、小中一貫教育のICT化に対応し、児童や生徒一人一人に対して学習用パソコン端末の1台ずつの配備や今後の新型コロナウイルス感染症や災害発生に備え、児童生徒がインターネットを活用した在宅学習を行うための貸出用パソコンの整備など、子どもたちの教育ICT環境の充実を進めています。

②人口減少の克服と持続可能な村づくりに向けた4方向からの施策を強力に推進します。

「仕事と雇用の創出」として、ふるさと納税の推進による本村が誇る農作物とその加工品、工芸品などの販路拡大や佐那河内ブランドのPR、サテライトオフィスをはじめとした事業所の誘致、農業の担い手の育成・確保やスマート農業推進による生産振興などを進めます。

「新しい人の流れづくり」として、

宅地分譲や空き家確保対策など、移住・定住を促進するための住宅供給対策の推進、村人会やふるさと住民、関係人口の拡大、オンライン通信を活用した県外との交流の活発化、本村が誇る自然や観光などの魅力発信の強化などを進めます。

「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」として、学童保育クラブ活動の充実や子どもはぐくみ医療事業の継続実施などの子育て支援対策のさらなる強化、村独自の取り組みである小中一貫教育のさらなる深化などにより、佐那河内ならではの恵まれた自然や社会資本、人材、人間関係などを生かした子育て環境づくりを進めます。

「交流拠点の充実と地域連携などの村づくり」として、来年度完成予定の新庁舎の交流機能の充実や利活用の促進、常会等の地域活動の活性化などを進めます。

一方で、厳しい社会経済情勢の中でこれらの施策を迅速かつ確実に実施するため事業実施と健全財政との調和のとれた財政運営を図り、持続可能な財政基盤を確立することが不可欠です。

このため行財政改革の推進による業務の効率化や事務事業の見直しによる支出の抑制などの歳出抑制対策と併せ、ふるさと納税の推進などの歳入確保対策を行い、歳出歳入の両面から財政運営の健全化を図ります。さらに、事業の検討に当たっては、国及び県の補助金や過疎債などの有利な財源の確保と活用に努めます。こうした取り組みの徹底により、村費の支出を抑制し、なお一層の強固な財政基盤の構築を進めます。

森下 嘉文 議員

1. 園瀬川の洪水災害対策について

質 ①台風時等に発生する国道438号線の冠水にどう取り組むのか。

②園瀬川の堆積土砂及びヨシガヤの撤去についての方針をどのように考えているのか。

答 ①園瀬川における護岸の決壊、氾濫のおそれがある箇所は、県の計画や村の要望箇所にて順次県によって整備が進められています。

村の大動脈である国道438号線の冠水だけでなく、隣接家屋への浸水や田畑等の農地への冠水をもたす台風、豪雨が今後いつ直撃、または接近してもおかしくないことから、増水時の川の状況確認や冠水箇所を確認し、要望時の箇所づけや順位づけを行い、国道の冠水箇所及び河川護岸の未改修箇所の整備について積極的に要望を行います。

②ヨシガヤは雑木とは違い、増水時には倒れ、影響は少なくなると考えられていますが、影響がゼロではないことから、村としては堆積土砂と同様に県と情報を共有しながら、増水時の川の状況の確認や冠水箇所を確認し、要望時の箇所づけや順位づけを行い、ヨシガヤが群生している箇所の堆積土砂の状況を見極め、対策が必要な箇所の土砂撤去と雑木の伐採等についてあらゆる機会を捉えて積極的に要望を行います。

2. 農業後継者の育成について

質 ①産地振興についてどう取り組むのか。
②若者を中心とした後継者の育成をどのように考えているのか。

答 ①産地振興を活性化させるため4点の試みを行います。
1点目は、農地の流動化による賃貸借などの推進、農家の担い手確保の推進、第三者経営継承の研究です。第三者による空き農地の有効利用による農産物の収量確保と農地継承の可能性を探ります。

2点目は、農家が農業経営を実践できるよう、高付加価値作物と生産農家の拡充対策の可能性を探ります。また、近年、地域ブランドが社会的に注目されています。佐那河内村にも地域ブランドとして、さくらももいちご、大川原ねぎ、十万温州みかんなどがあります。今後はその他の作物でも地域ブランド化の可能性を探り、本村

の魅力を強調しながら、農産物のユーザーなどへの情報発信により、もうかる農業経営となり得る可能性を探ります。

3点目は、今年3年目となる農業技術の伝承を行うアグリスchoolのさらなる活用です。今後、産地振興は、村内の農家や新規就業者などが農業の基礎を学べるアグリスchoolを活用していただけるよう努力します。

4点目は、鹿やイノシシに対する鳥獣害対策の充実を図ることです。産地振興を奨励する本村の農地を守る農家に対して鳥獣害被害により農業への情熱をなくしてしまわないよう、鳥獣捕獲員による村内巡回監視の強化など対策の向上を図ります。

②農業後継者の育成は、まず農業の担い手を増やす、佐那河内に人を呼ぶという取り組みが必要と考えています。佐那河内村が農業を一生の仕事とするに値する場所として、働くメリットや農業や村の魅力を今以上に発信する必要があります。

方策としては、もうかる農業経営の可能な農業生産を行うために必要な環境整備を行い、魅力ある場所とすることです。具体的には新規就農者を高付加価値作物の生産農家へと誘導することで、もうかる農業経営を実践できるよう検討します。また、村としては農業を始めるには敷居が高いと言われている農業機械などの初期投資案件について、側面的な補助制度を今年度新設することで対応可能と考えています。さらに、第三者経営継承についても実践できるか、研究します。

平岡 淳 議員

1. 適正な定員管理について

質 ①職員増加は時代の流れであるのか。
②年に2回の採用をどのように考えるのか。
③今後の削減計画を考えているのか。

答 ①地方公共団体の職員数は、平成17年から平成22

年にかけて国が策定を求めた集中改革プランにより、全国の自治体で7.5%の職員数が削減されました。一方で、職員数を削減したことにより、行政サービスの低下や職員の士気の低下、心身の故障につながるケースなどの影響が出たとの指摘もあり、集中改革プラン以降職員採用を増やし、職員の増員を行う地方公共団体が多くなっています。

地方公共団体の職員数は地域の実情を踏まえ、個々のさまざまな行政需要により決定されるもので、本村では、財源確保のためのふるさと納税や人口減少対策としての住宅整備など、地方創生を進めるために必要な人員の確保を行っています。

②令和2年10月1日付採用予定に係る試験は、昨年度末に退職者があり、今年度当初から必要人員が不足し、早期に職員の負担軽減を図るため、採用試験を実施したものです。また、令和3年4月1日付採用予定に係る試験は、来年度から必要となる保育士の採用試験を実施するものです。

③定員管理計画に基づき、実職員数が計画目標値54人を超えない範囲で維持していくこととしています。本村を取り巻く社会経済情勢などが大きく変化した場合には、必要に応じ計画を見直すなど、適切に対応します。

2. 村道改良工事について

質 ①村道御間津山線改良工事について
②改良の優先順位をどう考えているのか。

答 ①村道御間津山線と村道丸田中央線の接続部分前後50mは以前から舗装が劣化していましたが、昨今の交通量の増加に伴い、その度合がさらに顕著になりました。これに加え、建設工事が進んでいる新事業所も年内には稼働する見通しで、今後、村道丸田中央線と村道御間津山線の交通量がさらに増加することが想定されることから、劣化が進み、通行に支障を来す前に舗装及び改良工

事を行うものです。

なお、村道御間津山線と村道丸田中央線の接続部分は、車両の通行が増加するとともに、大型車両の前後が接触するかもしれない場面が見受けられたこともあり、今後の村道丸田中央線の維持管理上の観点から、交差点付近の勾配に改良を加えることが最良であると考え、当該2路線の改良、舗装を行うこととしたものです。

②村道の改良は過疎計画などの各種計画をもとに道路の劣化状況や村民の皆さまからの要望、補助金・起債などの財政事情を勘案し毎年度予算を割り当て、条件が整い次第事業を行っています。

工事の発注は、その現場の状態、通行量、隣接地や周辺の環境、季節、さらには補助金や起債など、これらの条件を総合的に勘案しながら工事発注の順番を決定しています。

高岡 邦芳 議員

1. 人口減少対策について

質 ①分譲宅地について
②村営住宅を計画してはどうか。

答 ①小さな区画で安価に提供できる分譲宅地を計画してはどうかとのご提案をいただきましたが、今回実施の事業結果なども踏まえながら、今後の検討課題とします。

1区画の面積は、できるだけ広めに取り、ゆったりとした宅地を確保するため、おおよそ1区画当たり100坪を基準として計画しています。

分譲価格の設定は、事業費及び近隣の他自治体の状況などを見極めながら早急に検討を進めます。

②役場庁舎移転後の村営住宅整備の提案は1つの大きな選択肢であると思っています。今後、現庁舎の跡地利用に係る検討委員会を立ち上げ、その委員会の中での議論に付した上で検討いたします。

さらに、全体的な村営住宅の整備は、在り方、方向性について、今後しっかりと議論をしていきます。

2. 新庁舎について

質 ①雨水排水路について

答 ①新庁舎の雨水の排水計画は、敷地面積及び山林面積と建物の屋根、外壁面積、また基準とする降雨強度を用いて算出した流出量をもとに、排水構造物の設計を行っています。排水路の配置計画は、約1万㎡の新庁舎の敷地を4つのゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに排水路を確保しています。

次に、流出量の算出の基準とする降雨強度は、道路建設に用いられる日本道路協会が定める道路土工要綱の路面排水工等に用いる標準降雨強度である1時間雨量120mmを使用しています。新庁舎の排水構造物は、こうして算出した流出量をもとに、さらに算出した流出量を割増した数値を基準に設計を行い、排水対策の安全確保を図っています。

石本 哲也 議員

1. コロナ禍社会での移住施策について

質 ①県の対応はどうか。
②村の対応はどうか。
③先の展望はどうか。

答 ①②例年開催されている阿波おどり、徳島駅伝などの大規模なイベント等が中止を余儀なくされ、また、本村についても納涼夏まつりなどさまざまな事業が実施できないなど、各方面で大きな影響が出ています。

移住交流事業に関するイベントについても軒並み中止となり、毎年東京都で開催されている移住イベント「とくしま帰郷セミナー」についてもオンライン以外は中止となっています。

村の移住相談対応は、感染症対策を施した上で対応を行い、電話対応、電話相談は増加傾向にあります。

③新型コロナウイルス感染症の

収束後に行動を起こすのではなく、今だからこそできること、やっておかなければならないことを、村総合計画及び地方創生総合戦略などに基きながら精力的に進めます。

1つ目は住宅施策です。現在施工中の中尾谷地区の分譲宅地造成事業では、分譲開始に向けて、十分なPRを行います。今後も村で住み続けたいと思う村民や村外の移住定住希望者のニーズに合わせ、宅地分譲や空き家等の斡旋を行うとともに、良質な住宅を提供できるよう事業を継続実施していきたいと考えています。

2つ目は交流事業です。いまだ行き来がしづらい状況にある都市部との交流を継続的に行う必要があると思っています。オンラインシステムを最大限活用しながら、県外の関係者とのさらなる交流拡大を図り、感染症の拡大状況を見ながら、将来的には本格的な交流事業につなげます。

2. コロナ禍社会での教育行政について

質 ①学校教育はどうか。
②社会教育はどうか。
③新たな対策はどうか。

答 ①小中学校では、保護者と連携して子どもの健康管理を行いつつ、消毒や換気など徹底した対策を講じながら、タブレット端末を活用した分かる授業の展開とともに、個別学習や補充学習の実施、時間割の工夫を行っています。その結果、8月末までに小学校、中学校とも進度が遅れていた学習内容をほぼ取り戻すことができ、子どもたちが安心して順調に学びを進めているところです。

義務教育9年間の時期に、コロナ禍だから全て中止するという視点に偏ることなく、コロナ禍の中でも何を工夫すれば何ができるのかという視点を併せ持ち、その都度適切に判断しながら教育を行うことが求められています。今後も情報を収集しながら、学校と十分に連携し、保護者の皆さまの理解をいただきながら取り組みます。

②社会教育に関する行事、活動等について関係団体の皆さまにも相談しながら、その都度実施の可否を検討し、判断してきました。緊急事態宣言から5か月が経過し、科学的な根拠に基づく理解と行動が村民の皆さまや子どもたち一人一人に浸透しつつあります。村教育委員会として、村民の皆さまの新型コロナウイルス感染症への理解をさらに広げ、最新の情報を踏まえた感染症対策を確実に講じ、学習や活動の機会の確保に努め、ウィズコロナ時代の到来に向き合います。

③コロナ禍社会における社会教育及び学校教育は、新たな知恵やパワーアップに向けての方策が求められています。

村教育委員会としては、さまざまな手段での情報の発信と共有に努め、さらに効果的な社会教育活動の方法を検討したいと思います。

学校教育では、臨時休校措置に対応するため、ICT機器を活用した家庭学習の充実やオンライン授業が重要であると捉え、その準備に取り組んでいます。児童生徒1人に1台のタブレット端末を配備するため、国のギガスクール構想の補助金を利用して準備を進めています。

家庭学習への対応やオンライン授業等について、学校と連携しながら、児童生徒の学習環境に格差

が出ないように十分配慮しながら進めていきます。

3. コロナ禍社会での国や県との連絡協議について

- 質**
- ①各課等の職員はどう対応しているか。
 - ②村長はどう対応しているか。
 - ③今後の対応をどう考えるか。

答 ①国においては、不要不急の外出や一定数以上の人数の会議や研修の自粛要請などが行われ、国や県が開催する会議等は、当初は延期または中止等の対応がなされていましたが、感染者の発生が収束しない状況が長期化する中で、会議等についてはオンラインでの開催や、3密対策を講じた上での最少人数、短時間での開催などの対応が徐々に広がってきました。

国や県との連絡や協議は通知やメールだけで、不明な点については、各職員は電話やオンライン等を状況に応じて活用し、相手方との意思疎通や連絡事項の内容確認を行い、業務遂行に支障が生じることのないよう努めているところです。

②参加する各種の会議や会合も、中止や延期が相次ぎ、電話等を活用したり、会合の開催方法を工夫するなどして情報収集や意思疎通

に努めてきたところです。

一方で、こうした状況下であっても、迅速な対応が必要な要望や陳情等は、直接、または職員を通して、電話等により相手方に意向が伝わるよう工夫をしました。そのほか村民の皆さまとの対話については、マスクの着用や3密の回避、体調管理の徹底などを行いながら、可能な限り直接にお話をおうかがいする機会を確保できるよう努めてきたところです。

コロナ禍でも、行政の停滞や村民の皆さまとの対話に支障が生じることのないよう努めます。

③役場職員には、勤務時間の内外を問わず、マスクの着用や体調管理の徹底などの感染防止対策を率先して実践するよう呼びかけています。村民の皆さまを守るべき立場である役場が感染源となるといった事態を招くことがないように、役場職員が先頭に立って感染防止に取り組む体制の構築に努めます。

また、今後はオンラインによる会議や面会の機会がこれまで以上に増えてくることが予想されます。こうした状況に対応するため、本格的なオンライン会議を開催することが可能なオンラインシステムを導入します。直接会う機会の減少の影響を、ICTなどを活用し最小限にとどめる努力をします。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

9月4日 議員協議会〈議会事務局〉(全議員)

全員協議会〈農振センター〉(全議員)

9日 第3回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議・決算審査〈役場3階議場〉(全議員)

10日 第3回佐那河内村議会定例会 決算審査〈議会事務局〉(全議員)

17日 第3回佐那河内村議会定例会 一般質問〈役場3階議場〉(全議員)

18日 第3回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈役場3階議場〉(全議員)

23日 例月出納検査〈議会事務局〉(服部監査委員・新居監査委員)

29日 四国四県町村長・議長大会〈愛媛県松山市〉(加藤議長)

30日 佐那河内村地域福祉計画推進委員会(加藤議長・高岡議員)

納めた税金と使われたお金

9月に開催された佐那河内村議会定例会において、令和元年度の一般会計及び6つの各特別会計の決算が認定されました。地方自治法第233条第6項により、村民の皆さんに決算の要領を公表します。

私たちが納めた税金などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の佐那河内村の財政がどのような状況なのかをご報告します。



◆ 一般会計等決算収支の概況 ※一般会計と宅地造成事業特別会計を 純計した普通会計（以下、一般会計等）

一般会計等の決算は、28億4,576万円、歳出26億5,708万円で、平成30年度決算と比較して、歳入で－12.3%、歳出で－12.8%となりました。また、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1億8,868万円の黒字となり、この額から令和2年度へ繰り越した1億1,854万円を差引きした実質的な収支は7,014万円の黒字となりました。

年 度	歳 入	歳 出	形 式 収 支	実 質 収 支
令 和 元 年 度	28 億 4,576 万円	26 億 5,708 万円	1 億 8,868 万円	7,014 万円
平 成 30 年 度	32 億 4,604 万円	30 億 4,619 万円	1 億 9,985 万円	8,302 万円
増 加 額	△4 億 28 万円	△3 億 8,911 万円	△1,117 万円	△1,288 万円
増 加 率	－12.3%	－12.8%	－5.6%	－15.5%

◆ 一般会計等歳入の特徴 ～村民一人あたり収めた村税は86,843円～

自主財源では、前年度と比較し佐那河内村応援寄附金（ふるさと納税）が3億6,010万円減少し寄付金の合計が1億5,412万円となったことによるもの、及びこれに関連して支払う返礼品等の支払財源に充てるため応援基金の取崩し（繰入金）が1億6,286万円減少し、繰入金の合計が2億4,883万円となったこと等により5億3,903万円（37.8%）の減少となりました。

村税では、主に村民税（法人分）が518万円増加、村税全体として（3.7%）の増加となりました。また、過去の収入未済額のうち、村民県民税3万円、軽自動車税3万円を不納欠損額として処分されました。

依存財源では、国庫支出金が2,647万円（26.1%）、県支出金が2,168万円（22.2%）増額し、地方交付税は1,915万円（1.5%）の減少となりました。この内、国庫支出金の主な増加原因は土木災害復旧事業として2,191万円の増、県支出金の主な増加原因は農林業災害復旧事業として919万円の増となっています。

また、村の借金である村債では、新庁舎関連事業として、過疎対策事業債により村道西ノハナ線新設に1億1,170万円、防災無線整備事業3,850万円を新たに発行し、過疎ソフト事業、緊急防災減災債、災害復旧事業債、臨時財政対策債などと合わせて、前年度より1億3,880万円の増額となり、村債合計で3億4,430万円となりました。

村の歳入は、自主財源の割合が31.2%と低く、一方で依存財源が68.8%となっていて、村の財政が国などの施策に大きく依存し、その影響を受けやすい構造となっていると言えます。

◎村に納めた村民一人あたりの税金

【令和2年度 3月31日現在の人口2,281人で算出】

区 分	令和元年度決算	平成30年度決算	増 加 額	増 加 率	一人あたり
村 民 税	8,907 万円	8,227 万円	680 万円	8.3%	39,049 円
固 定 資 産 税	8,725 万円	8,746 万円	△21 万円	－0.2%	38,251 円
軽 自 動 車 税	1,235 万円	1,175 万円	60 万円	5.1%	5,414 円
村 た ば こ 税	942 万円	948 万円	△6 万円	－0.6%	4,130 円
計	1 億 9,809 万円	1 億 9,096 万円	713 万円	3.7%	86,843 円

◆ 一般会計等歳出の特徴 ～村民一人あたりに使われたお金は1,164,875円～

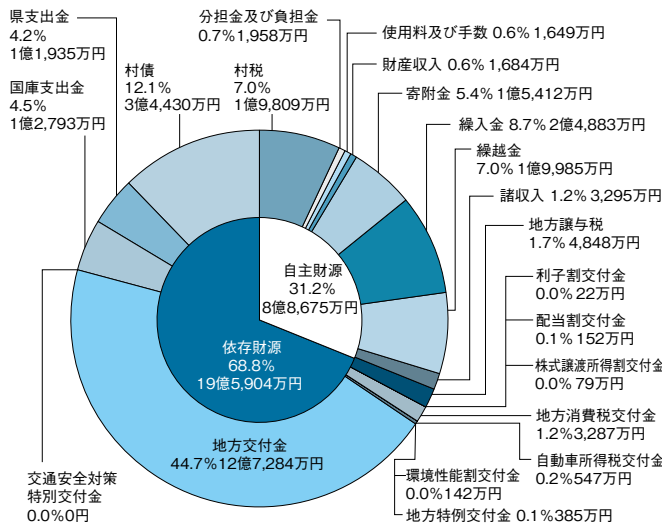
目的別では、前年度より総務費、商工費、教育費、公債費が減少し、その他の項目は増加しました。土木費では、村道西ノハナ線改良工事、大田原線橋梁補修工事など、災害復旧費では、公共土木施設災害などが増加の要因となり、総務費については、ふるさと納税事業費が減少の要因となっています。

公債費は、前年度より9,195万円減少し、この内特殊事情である繰上償還を除く定期償還額の比較では694万円の減少となっています。

性質別では、任意的経費が48.3%、義務的経費が30.8%、投資的経費が20.9%とそれぞれを占めています。なかでも、義務的経費である人件費が17.0%、公債費は8.9%となっています。

義務的経費については、歳出全体に対する割合が低いほど財政の弾力性が確保されるので、今後の村の財政運営での大きなポイントの一つになるといえます。

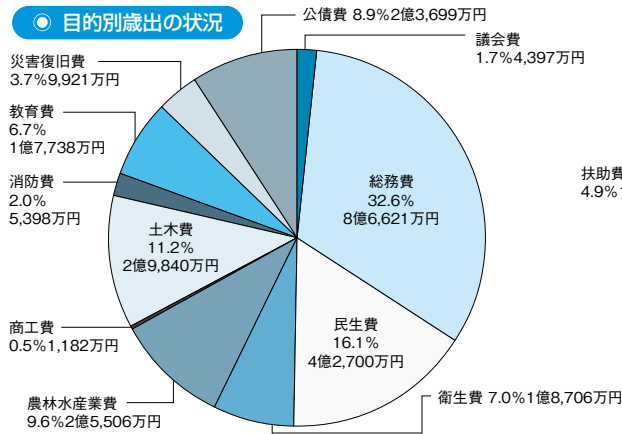
■一般会計等歳入決算額 28億4,576万円



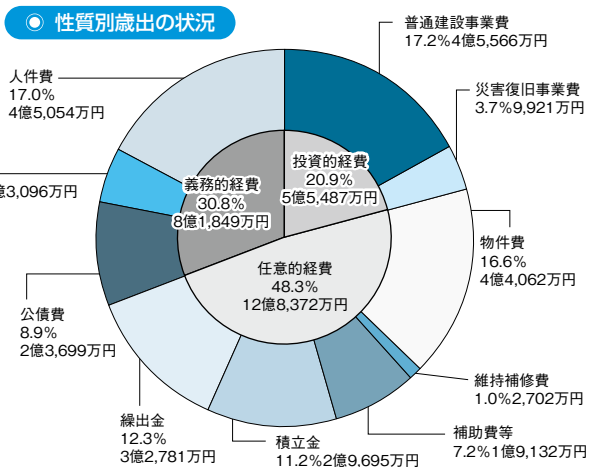
- △**村税**
私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税
- △**繰入金**
使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- △**繰越金**
前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用できるお金
- △**その他の自主財源**
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- △**地方交付税**
地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- △**国庫支出金**
国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △**県支出金**
県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- △**その他の依存財源**
地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金などのお金
- △**村債**
村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

■一般会計等歳出決算額 26億5,708万円

◎ 目的別歳出の状況



◎ 性質別歳出の状況



◎ 村民一人あたりに使われたお金

議会費 19,277円	総務費 379,750円	民生費 187,199円	衛生費 82,008円	農林水産業費 111,819円	商工費 5,182円
土木費 130,820円	消防費 23,665円	教育費 77,764円	災害復旧費 43,494円	公債費 103,897円	

【令和2年度 3月31日現在の人口2,281人で算出】

- △**投資的経費**
道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
- △**任意的経費**
村が裁量によって任意に支出することができる経費
- △**義務的経費**
支出することが制度的に義務付けられている経費
- △**普通建設事業費**
道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
- △**災害復旧事業費**
災害により被災した施設を復旧するための経費
- △**物件費**
需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
- △**維持補修費**
道路・公共施設などを修繕するための経費
- △**補助費等**
各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
- △**積立金**
財政運営を計画的に行うためにお金を積み立てる経費
- △**出資金**
特定の法人に対して、資本金等の一部として、金銭等を提供する経費
- △**繰入金**
一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
- △**公債費**
村が国などから借りた借入金返済の経費
- △**扶助費**
高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
- △**人件費**
特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

◆ 令和元年度特別会計決算

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れをわかりやすくするために一般会計と区別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	実質収支
国民健康保険事業	3億9,512万円	3億6,040万円	3,471万円	3,471万円
簡易水道	9,011万円	8,437万円	573万円	573万円
農業集落排水事業	1億4,277万円	1億4,043万円	233万円	233万円
介護保険事業	3億7,769万円	3億5,481万円	2,287万円	2,287万円
後期高齢者医療	4,476万円	4,434万円	42万円	42万円
宅地造成事業	8,458万円	1,373万円	7,085万円	5万円

財政健全化法とは…

平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気とわかってから服薬や手術をするものだとすると、この財政健全化法は、生活習慣を心がけるとともに定期的健康診断を行うなど、「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、重大な病気になる前に対処するものと言えます。

財政の健全度を判断するには…

下図のとおり①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率⑤資金不足比率の数値などで判断します。なお①～④の数値については、標準財政規模（地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を示す指標のひとつ。村の財布の大きさを示すものといえ、令和元年度は、1,472,035千円）の数値を基礎としながら算出されます。

		健全財政 (健全経営)	←→		財政悪化 (経営悪化)
		佐那河内村 の数値	0 %	早期健全化段階	再生段階
①実質赤字比率	－%	◎		15.00%～	20.00%～
②連結実質赤字比率	－%	◎		20.00%～	30.00%～
③実質公債費比率	0.0 %	◎		25.00%～	35.00%～
④将来負担比率	－%	◎		350%～	
⑤資金不足比率	－%	◎		20%～	
※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、 実質公債費比率または将来負担比率が算定され ない場合、及び資金不足額がない場合には「－」 と記載されます。				早期健全化基準 経営健全化基準 イエローカード	財政再生基準 レッドカード

《早期健全化基準》

財政悪化の状態が「イエローカード」。破たん防止の措置であり、自治体は自主的に財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、一般的な事業などは制約され、財政健全化計画を策定し、議会の議決を受け公表し、計画の実施状況も公表しなければなりません。また外部より監査を受けなければなりません。

《経営健全化基準》

資金不足比率において早期健全化基準に相当するもの。

《財政再生基準》

財政悪化の状態が「レッドカード」、国の管理のもとで財政再建に取り組まなければなりません。この基準を越えると、早期健全化よりも厳しく一般的な事業などは出来なくなり、財政再生のみを目標とした自治体となります。

項目別の解説

① 実質赤字比率とは…

普通会計（村では一般会計のこと）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。村の令和元年度決済における算定結果は、実質収支額が70,146千円の黒字（標準財政規模に占める割合は4.76%の黒字）となっていて、実質赤字比率は－%となります。

4 指標及び資金不足比率について

② 連結実質赤字比率とは…

全会計（村では一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道特別会計・農業集落排水事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計・宅地造成事業特別会計の7つの会計）の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

村の令和元年度における7つの会計の実質収支額の算定結果は136,233千円（標準財政規模に占める割合9.25%の黒字）となり、連結実質赤字比率は－%となります。

③ 実質公債費比率とは…

自治体の「財布」から「借金返済」にどれだけ充てられているかを示す比率です。村の算定結果は、平成29年度－2.0%、平成30年度－0.2%、令和元年度2.1%、となっていて、3カ年の平均値は0.0%となります。



実質公債費比率が高い

※家庭に例えると家計に占めるローン返済の割合が高い。

財政の硬直化

※自由に使えるお金が少ない。

④ 将来負担比率とは…

一般会計の借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

◎村の令和元年度決算における算定結果は

将来負担するもの…2,648,387千円

- ・ 地方債（村の借金）の返済
- ・ 現時点での全職員が退職したと仮定した場合の退職手当負担見込みなど

軽減されるもの…6,422,865円

- ・ 基金（村の貯金）
- ・ 借金の返済に対する国からの交付見込額

将来負担比率
の算定式

（将来負担するもの）

2,648,387千円

1,472,035千円

（標準財政規模）

（軽減されるもの）

6,422,865千円

304,034千円

（令和元年度の国からの
借金に対する交付額）

× 100 = － % ※

※分子が△になるため
－%となる。

⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業（村では簡易水道特別会計と農業集落排水事業特別会計の2つの会計）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。令和元年度決算において各公営企業とも赤字が無い状態であり、資金不足比率は－%となります。

◎今後の財政運営にむけて…

以上5つの項目のうち①～④の指標により、村の財政が健全化であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準には達していません。また⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に達していません。なお、実質公債費比率は、0.0%とピーク時（平成20年度の3カ年平均）の23.2%から年々改善されてきてはいますが、将来的な地方交付税の減少などを見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより健全な財政運営に努める必要があります。

役場新庁舎 建設情報

「佐那河内村新庁舎・消防センター建築工事」の契約状況をお知らせします。

【佐那河内村新庁舎・消防センター建築工事】

- 請負者 徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設
- 請負金額 1,023,000,000円（税込）
（設計金額による按分）役場新庁舎 930,480,100円（税込）
消防センター 92,519,900円（税込）
- 契約日 9月18日（議会の議決のあった日）
- 工期 着工 令和2年9月19日（議会の議決のあった日の翌日）
完成 令和3年11月30日

佐那河内村新庁舎施工監理業務

- 受注者 徳島市福島1丁目5番6号
株式会社 宮建築設計
- 委託料 15,730,000円（税込）
- 契約日 9月28日
- 工期 着工 令和2年9月29日
完成 令和3年12月27日

佐那河内村消防センター施工監理業務

- 受注者 徳島市福島2丁目5番9号
株式会社 橘建築事務所
- 委託料 2,090,000円（税込）
- 契約日 9月28日
- 工期 着工 令和2年9月29日
完成 令和3年12月27日

「佐那河内村新庁舎」の完成イメージ図を掲載します。



①玄関から事務室を見たイメージ図



9/9
(水)

特別な給食 和牛肉等の学校給食提供推進事業



新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、消費が低迷する和牛などの需要喚起と食育推進をめざし、徳島県産の黒毛和牛肉の提供が佐那河内小中学校の学校給食で行われました。

献立では、「黒毛和牛の焼き肉」として児童生徒、教職員の皆さんへ150食分の提供が行われ、美味しく楽しくいただくことができました。

今年度は、国庫補助金を活用して徳島県産の黒毛和牛肉の提供が3回、阿波尾鶏の提供が2回行われる予定です。

9/28・29
(月)(火)

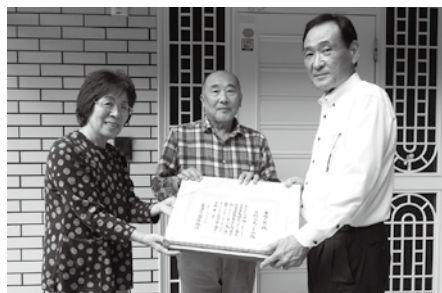
敬老祝品を お届けしました

新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった敬老会式典での表彰に代え、9月28日から29日にかけて、長寿トップテン新規者、米寿者及び傘寿者へ長寿祝品、金婚及びダイヤモンド婚対象者へ祝い状等を訪問によりお届けしました。おめでとうございます。

【令和2年度敬老会招待対象者（9月27日現在）】

75歳以上招待対象者 595人

- ・うち米寿（88歳） 21人 ・うち傘寿（80歳） 29人
- ・金婚者 17組 ・ダイヤモンド婚者 7組



9/30
(水)

ハンドソープ・クリーンジェルを寄贈 松山油脂株式会社

本村根郷地区で「山神果樹薬草園」の開業を予定している松山油脂株式会社（本社:東京都墨田区）から「新型コロナウイルス感染症予防対策のために役立ててください。」と自社で製造販売しているハンドソープ・クリーンジェル2種類、合計360本を寄贈いただきました。村ではいただいたハンドソープ等について各常会、役場、小中学校等に配備する予定です。

寄贈ありがとうございました



令和2年度 佐那河内果樹アグリスクール開校



令和2年9月24日(木)『令和2年度 佐那河内果樹アグリスクール』を開校しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、時期をずらし9月に開校となりました。第1回の講義では、徳島市農協 南部営農経済センター 長谷部 秀明さんをお迎えし、「果樹の総論」の講義、午後からは、徳島県東部農林水産局 徳島農業支援センター 亀代 美香さんをお迎えし、「果樹の経営について」の講義を行いました。村内外から9人の参加があり、9月から翌年3月まで計10回の講義を予定しています。

開校式



第1回講義

▼【午前の部】「果樹の総論」(座学)



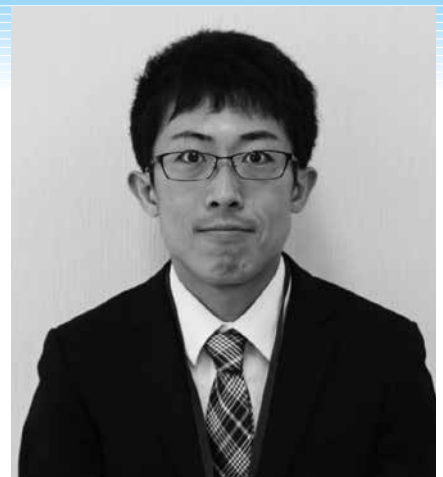
▼【午後の部】「果樹の経営について」(座学)



職員採用

(令和2年10月1日付)

(所属名)	(職名)	(氏名)
企画政策課	主事	野々村 哲也



スポーツの秋 スポーツフェスティバル開催!!

昨年大好評だったスポーツフェスティバルを今年度も開催します！

保育所に通っているお子さまから中学生までを対象に、野球・サッカー・陸上競技・バレーボールの4種目を楽しい体験会形式で開催します。

また、体験会終了後には花火大会（手持ちサイズの花火を使用）を予定しています。当日参加も可能ですので、ぜひお気軽にお越しください。なお、小さなお子さまはできるだけご家族と一緒にご参加ください。

場 所：佐那河内小中学校グラウンド・体育館

日 時：10月29日(木) 17:00～19:30

※雨天の場合は、11月5日(木)に延期

競技時間：各競技10分程度を予定しています。

持 ち 物：体育館シューズ

服 装：動きやすい服装でお越しください。

主 催：佐那河内スポーツ少年団



●お問い合わせ：佐那河内スポーツ少年団事務局（教育委員会）

各種【開催中止】のお知らせ

●第67回徳島駅伝

徳島陸上競技協会、徳島県、徳島新聞社による主催者会議の結果、第67回徳島駅伝は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催中止が決定されました。

名東郡チームは来年度大会に向け練習を継続する予定ですので、今後ともご声援のほどよろしくお願い申し上げます。

また、毎週木曜日18時30分より中央運動公園にて練習を実施しております。練習への参加、見学などぜひお気軽にお越しください。▶お問い合わせ 教育委員会 社会体育担当

●令和2年度村民体育祭

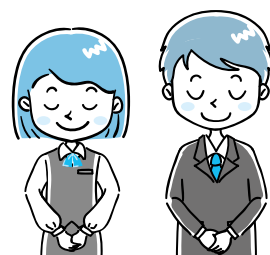
10月25日に予定していました令和2年度村民体育祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止します。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

▶お問い合わせ 教育委員会 社会教育担当

●バレーボール大会

本年度の常会対抗バレーボール大会などのすべての大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止させていただきます。

▶お問い合わせ スポーツクラブ事務局



— 行政相談週間 —

10月19日（月）～25日（日）までは「行政相談週間」です。

行政相談週間は、行政相談制度を広く国民の皆さんにお知らせして利用していただくために、総務省が、全国一斉に実施しているものです。

村では、この行政相談週間の一環として、行政相談委員が徳島行政評価事務所の支援のもと、次のとおり行政相談所を開設します。

役場の仕事について、苦情がある、制度や仕組みが分からないなど、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

1 日 時

令和2年11月9日（月）
9：00～12：00

2 場 所

農振センター 1 階会議室

3 行政相談委員

西 村 義 顯 さん

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

第11回特別弔慰金

特別弔慰金 の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1) 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡時に生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- (4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
※この期間を過ぎると請求ができなくなりますのでご注意ください。

必要書類

- ① 第11回特別弔慰金請求書
- ② 印鑑等届出書
- ③ 現況申立書
- ④ 基準日における請求者の戸籍など

※①から④の他に請求者の基準日現在の状況や支給順位などにより必要書類が加わります。すべての必要書類をそろえるまでに手間と時間がかかる場合もあります。

《留意事項》

特別弔慰金のご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任を持って行うことになります。

詳しくは住民税務課援護担当までお問い合わせください。

佐那河内村チャレンジ事業 支援補助金の募集(2回目)



新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞を払拭するために、佐那河内村内での業種を問わず事業継続及び雇用促進、地域活力の創出等を促進させることを目的として実施する特色ある事業創出に対して、佐那河内村で起業する者もしくは村内の事業者を対象に、雇用促進及び事業拡大もしくは地域活性化の事業企画の提案を10月30日から募集します。

採択された人には最大50万円の助成を行いますので、ご応募をお待ちしています。

- 募集期間

10月30日(金)～11月16日(月)

- プレゼンテーション：11月下旬
- 事業期間：交付決定日から令和2年3月31日まで
- 採択件数：6件程度（予算の範囲内）
- 補助限度額：1事業者50万円
- 問い合わせ及び提出先：産業環境課



農地中間管理機構による農用地の借手 を募集します

農地中間管理機構では、農地を貸したい人（貸し手）から長期で農用地を借受け、農業経営規模の拡大や新規参入のために農用地の借受けを希望する人（受け手）へ、できる限り集約して貸付けを行う農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理機構は都道府県単位で設置され、徳島県においては「公益財団法人徳島県農業開発公社」が徳島県知事から指定を受けています。

農地中間管理機構から農用地を借り受けたい人は、借受希望者の公募に応募する必要があります。

募集期間 令和2年10月1日（木）から11月2日（月）まで ※年3回公募しています。

申込み先は、徳島県農業開発公社です。貸し手の募集は産業環境課で随時受け付けています。
ほか、農地に関する相談がありましたら、農業委員会へお問い合わせください。

◆ 令和3年度保育所申し込み手続きについて

保育所を利用する人は、利用申し込みと保育の必要性の認定（支給認定）を申請し、支給認定を受けなければなりません。

- 保護者は、「保育の必要性」の認定と保育所利用申し込みを市町村へ申請します。
『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込（継続確認）書』※用紙は保育所・役場にあります。
- 市町村から保護者に『支給認定証』が交付されます。

3つの 認定区分

- 1号認定 満3歳児以上で幼稚園利用の場合
- 2号認定 満3歳児以上で保育所利用の場合
- 3号認定 満3歳児未満で保育所利用の場合

※市町村は、「保育の必要性」により利用調整し、保育所利用を決定します。

- 市町村から『入所承諾通知書』、『保育料決定通知書』を送付します。



◆ 保育所を利用できる児童について

- 村内に住民登録し、現に保護者等とともに村内に居住している家庭の児童
 - ・村内へ転入予定の人は、村内居住の人と同様に申し込みをしていただきます。
 - ・村外に居住されている人で、転入予定のない人についても佐那河内保育所への申し込みはできますが、まず居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。

◆ 支給認定申請及び保育所利用申込みの受付について

- 受付期間：令和2年11月2日(月)から 令和2年11月16日(月)
- 受付場所：健康福祉課

◆ 保育の必要性の認定（支給認定）について

保育の必要性の認定を受ける保護者は、次のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件の該当については、提出資料に基づき審査します。

認定要件	必要書類
(1) 就労している	就労証明書（自営申告書）
(2) 妊娠・出産	母子手帳（保護者名及び分娩予定日のコピー）
(3) 保護者の疾病・傷害を有している	医師による診断書、又は障害者手帳のコピーなど
(4) 親族の介護・看護	介護・看護状況申告書
(5) 震災・風水害・火災・その他の災害復旧にあっている	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備を含む）	求職活動状況申告書
(7) 就学（職業訓練）	学生証又は在学証明書
(8) 虐待やDVのおそれがある	保護証明など
(9) 育休取得時の継続利用	就労証明書
(10) その他、上記に類する状態として村長が認める場合	保育を必要とすることを証明する書類

＜保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）＞

『支給認定申請書 兼 保育所等利用申込（継続確認）書』により、村が保育の必要量に応じ、最長11時間までの利用可能な〈保育標準時間〉と最長8時間までの利用可能な〈保育短時間〉に分けて認定を行います。〈保育標準時間〉と〈保育短時間〉では、利用できる時間や利用料が異なります。

保育標準時間	平日の7：30から18：30まで（最長11時間）
保育短時間	平日の8：30から16：30まで（最長8時間）

◎土曜保育利用については、申込時にご相談ください。

令和2年度 がん検診及び特定健診のお知らせ

令和2年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。(新型コロナウイルスの影響により、日程変更の可能性があります。ご了承ください。)

●がん検診日程および場所(集団健診)

検診日程	検診場所	受付時間
11月14日(土) 【申し込み期限】10月23日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:30～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
12月4日(金) 【申し込み期限】11月13日(金) ※【村内開催】期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	農振センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30～14:00 ※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。

※11月のとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。(11月は先着20人限定です。)ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

●がん検診内容および負担金(集団健診)

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 令和2年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民(65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	①令和2年度で満40歳となる村民(昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれの人) ②平成14年度(2002年度)から令和元年度(2019年度)までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民(男性のみ)	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和3年度に検診を受けていただくをお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民(女性のみ) ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和3年度に検診を受けていただくをお願いします。※12月4日(金)は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日(金)の村内で行う検診について、歯科検診及び口腔がん検診を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策により中止となりました。ご了承ください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関(個別医療機関)について、令和2年6月1日から令和3年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和元年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和3年度に検診を受けていただくをお願いします。ご了承ください。	4,100円

国保 脳ドック について

【お申し込み】
健康福祉課国保係

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳及び脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

- 対象者：村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人
※2年に1回の助成となります。(令和元年度に助成された人は対象となりません。)
- 期間：令和2年7月1日から令和2年12月中旬ごろまで
- 受診場所：協立病院・田岡病院
- 負担金：3,000円
- 定員：全体で30人



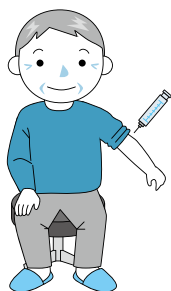
脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

令和2年度 高齢者インフルエンザ予防接種の実施について

令和2年度の高齢者インフルエンザ予防接種を次の高齢者を対象に公費で実施します。

対象者

- ①または②に該当する人
①接種日現在で65歳以上の人
②接種日現在で60歳～65歳未満の人であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ人（障がい等級1級またはそれに準じる人）



期間

令和2年10月1日から令和3年1月15日まで

接種回数

1回

実施方法

村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

料金

無料※令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策のため対象者全員無料となります。

申し込み方法

対象となる人へ必要書類を郵送しますので、書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。（※対象者②に該当する人は、健康福祉課高齢者予防接種係までご連絡ください。ご連絡いただいた後に必要書類を郵送します。）

お問い合わせ●健康福祉課 高齢者予防接種係

令和2年度 子ども等インフルエンザ予防接種費用助成事業

インフルエンザ予防接種を無料で接種できます。

佐那河内村では新型コロナウイルスとの同時流行を防ぐため、今年度に限り、子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種の費用を助成します。

対象者

佐那河内村に住民登録していて、接種日に生後6ヶ月から高校3年生相当年齢の子ども及び妊婦

助成対象期間

令和2年10月15日から令和3年1月31日

助成を受ける方法

- ①接種を希望される人は医療機関でインフルエンザ予防接種を接種してください。
※医療機関によっては、事前に予約が必要な場合があります。
- ②申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ予防接種を受けた日の領収書(原本)を添付し令和3年3月末日までに役場健康福祉課まで提出してください。
※申請書兼請求書は個別に対象者へ郵送しています。お手もとにない場合は健康福祉課へお問い合わせください。



助成額

接種に要した費用の全額。

接種回数は、13歳未満は2回まで、13歳以上及び妊婦は1回までになります。

※ただし、1回目が13歳未満で2回目が13歳を超えた場合は2回目も補助の対象となります。

任意予防接種における健康被害の救済措置について

子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種は任意予防接種であり、予防接種法に基づく定期予防接種ではないため、万一健康被害が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済の対象となる場合があります。

注意

- このワクチンの接種はあくまで任意の予防接種です。ご本人や保護者の判断で接種をするかお決めください。また、接種を希望される場合は、接種の効果や副反応などについてご理解のうえ接種されるようお願いいたします。
- 予診の結果、接種できなかった場合の費用は助成できませんのでご了承ください。

お問い合わせ●健康福祉課 予防接種担当

10月は
里親月間です

子どもたちの健やかな成長のため

里親が育てる。
社会が支える。

里親になりませんか



里親とは 「里親」＝「養子縁組」だと思いませんか

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。子どもたちを迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が「里親」です。「里親」は、児童福祉法で規定されている制度です。里親というと特別な人というイメージを持つ人がいるかもしれませんが、そんなことはありません。実際の里親は、どこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんです。

里親の種類 ～4つの種類があります～

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、非行、虐待などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親委託まで ～里子の受け入れまでは段階を踏むので安心！～



◆児童の委託を受けた里親には委託費が支給されます。また、医療費は県で負担します。

相談窓口

今までに関心を持ちながら、一步を踏み出せなかった人や、もう少し話を聞いてみようと思関心をもたれた人がいましたら、お気軽にお問い合わせください。

- 中央こども女性相談センター Tel (088)622-2205
- 南部こども女性相談センター Tel (0884)22-7130
- 西部こども女性相談センター Tel (0883)53-3110

里親についての情報はこちらを検索

とくしまはぐくみネット 里親 検索

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

■ 送付スケジュール

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載される予定（令和2年10月予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページにお客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和2年11月予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル

電話番号 (ナビダイヤル) 0570-003-004
050から始まる電話の場合は（東京）03-6330-2525

受付時間
・月～金曜日 8:30～19:00
・第2土曜日 9:30～16:00
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

11月はねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構
Japan Pension Service

徳島県内にお住まいのみなさまへ

マイナンバーカードで
マイナポイント

マイナンバーカード×キャッシュレス決済
徳島県独自のプレミアムポイント事業により
県内でのご利用でさらに上乗せ

上限 **8,000** 円分
もらえます!

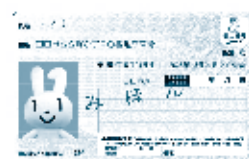
(マイナポイント最大5,000円分+徳島県版プレミアムポイント最大3,000円分)

徳島県版プレミアムポイント事業

マイナンバーカードを取得して、「マイナポイントの予約・申込み」を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をするとポイントが付与されるのが「マイナポイント」の仕組みです。

令和2年9月から国が実施する「マイナポイント」
(チャージ額又は利用額の25%、最大5,000円分)に加え、
徳島県内の対象店舗でのご利用に対して、
「徳島県版プレミアムポイント」
(利用額の30%、最大3,000円分※)を上乗せします!

※1決済あたり及び期間中の上限額です。



▼詳細はコチラ



徳島県版プレミアムポイント事業
ホームページ

徳島県マスコット
すだちくん

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

実施期間

令和2年9月～令和3年2月28日(日)

※国のマイナポイントは令和2年9月～令和3年3月31日



対象となるキャッシュレス決済サービス



PayPay



楽天Pay
(アプリ決済)



楽天Edy



WAON



CoGCa
(コジカ)



ゆめか



d払い

徳島県版プレミアムポイントの取得方法

STEP 1

マイナンバーカードを取得しよう



マイナンバーカードはICチップが搭載されたプラスチック製の顔写真付きカードです。当事業の開始や令和3年3月から始まる健康保険証利用が近づきますと、カードの申請が混み合い、発行までに時間を要することが予想されますので、お早めに取得をお願いします。

申請には以下の方法があります。(電子証明書の発行が必要です)

交付申請書をお持ちの方は…



マイナンバーカード
総合サイト

交付申請書をお持ちでない方は…

- ・マイナンバーカード総合サイトから、手書き用の交付申請書と封筒を印刷し、郵送申請できます。
- ・市町村の窓口で交付申請書を再発行しています。再発行には本人確認書類が必要です。

STEP 2

マイナポイントの予約・申込みをしよう

手順1

スマートフォンまたはパソコン(カードリーダーが必要)を用意してください。
※市町村役場等でも設定支援しています。

手順2

「マイナポイントアプリ」をダウンロードまたは「マイナポイント予約・申込サイト」にアクセスしてください。

手順3

「マイナポイントの予約」から、利用者証明用電子証明書の4ケタのパスワードを入力し、マイナンバーカードを読み取ります。

手順4

「マイナポイントの申込み」から、県版プレミアムポイント事業対象のキャッシュレス決済を選択※し、必要事項を入力します。



マイナポイント
予約・申込サイト

※一度選択すると変更できませんのでご注意ください。

STEP 3

9月以降

徳島県内のお店でお買い物をしよう

9月以降、「マイナポイントの申込み」を済ませたキャッシュレス決済で、徳島県内のお店でお買い物をすると、国のマイナポイントに加えて、「徳島県版プレミアムポイント」が付与されます。

なお、ポイントが付与される時期については、決済事業者により異なりますのでご注意ください。

※「PayPay」の場合は、マイナポイントの申込みで「PayPay(チャージ特典)」又は「PayPay(決済特典)」を選択し、期間中に対象店舗でPayPay決済でお支払いすると、マイナポイントとして付与されるPayPayボーナスに加えて、30%のPayPayボーナスが付与されます。

※「楽天Pay(アプリ決済)」の場合は、楽天ペイアプリからのみ、マイナポイントの申込みが可能です。

※「楽天Edy」の場合は、令和3年3月31日までに、Edy受取端末やサイフリックタイプのスマートフォンなどでの受け取りをお願いします。
詳しくは楽天Edyホームページをご覧ください。

※「WAON」の場合は、窓口設置店舗で、利用者が県内在住であることを確認した後、チャージ額に応じて上乗せされます。

また、WAONステーション、イオン銀行での受け取りをお願いします。

※「CoCoCa(コジカ)」の場合は、県内の住所で登録している「CoCoCa(コジカ)」に、県内の対象店舗でチャージをお願いします。

※「ゆめか」の場合は、県内の住所で登録している「ゆめか」に、県内の対象店舗でチャージをお願いします。

※d払いの場合は、マイナポイントの申込みでd払い(チャージ時)又はd払い(お買い物時)を選択し、期間中に対象店舗でd払いでお支払いすると、マイナポイントとして付与されるdポイントに加えて、30%のdポイントが付与されます。ただし、このdポイントは期間・用途限定となります。



ご注意ください!

- ① 徳島県版プレミアムポイント事業やマイナポイント事業に関し、国や県が利用者の購買履歴を把握することはありません。また、お買い物時にマイナンバーカードは使用しません。
- ② 徳島県版プレミアムポイントを取得するための手続の際に、12市のマイナンバーや口座番号、口座の暗証番号、資産の情報、家族構成などの個人情報を電話で聞いたり、金銭を要求したりすることはありません。
- ⚠ 当事業を謳った不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分ご注意ください。

(お問い合わせ)

徳島県版プレミアムポイント事業コールセンター ☎ 088-602-1265

平日：9時～17時(年末年始(12/29～1/3)除く)

徳島県／(公財)e-とくしま推進財団

農業者のみなさんへ、収入保険加入受付中！

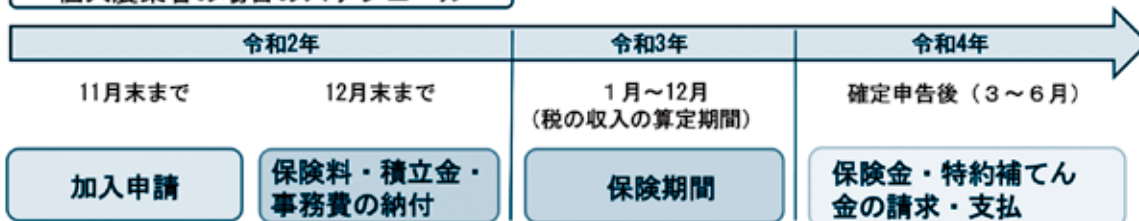
もしも...

自然災害や価格低下などで収入が減少したら...
収入保険で80%以上の収入を補償！



- 農業収入(売上)が減少した場合に補てんする制度です。オールリスクに対応していますので安心して農業経営に取り組んでいただけます。
- 過去5ヶ年の平均収入が補償の基本ですが、規模拡大や収入が上昇傾向にある場合は補償額を上方修正できます。
- 保険料は収入額の約1%程度です(500万円の場合 約5万円)
- 加入要件として青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。加入申請時に1年でも実績があれば加入できます。
- 令和3年1月から新規に加入する場合は、野菜価格安定制度と同時利用(1年間)することができます。

個人農業者の場合のスケジュール



※保険料等について分納することができます

青色申告はじめましょう

★青色申告のメリット

- 青色申告特別控除「正規の場合65万円」「簡易の場合10万円」
- 損失の繰越しと繰戻し「損失額を翌年以降3年(法人の場合9年)にわたって繰越して所得から控除可能！また前年に損失額を繰戻して所得税の還付を受けることもできます。

※現在、白色申告で提出の収支内訳書に記載している内容と青色申告の「簡易方式」とでは、ほとんど違いはありませんので簡単に取り組みます。

※青色申告を始めるには青色申告承認申請書の提出が必要です。
(申告する年の3月15日まで)

収入保険に関するお問い合わせ・お見積りは 徳島県農業共済組合(NOSA | 徳島)

○本所 徳島市山城西二丁目74 ☎ 088-622-7731



- 佐那河内村立図書館（農振センター3階）
- 開館時間 / 平日 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00
- 閉館日 / 土・日・祝祭日・年末年始
- お問い合わせ 教育委員会 図書館担当

嵯峨天一神社の “弘法大師が字を勉強した 学問の木” を展示しています!!

嵯峨天一神社の倒木は「葉書の木、郵便局の木、タラヨウ、多羅葉」

大型で強い台風10号は9月7日、明け方から朝にかけて徳島県に最接近し、佐那河内村では、嵯峨天一神社境内にある大木が倒れ石崖が崩れました。



この倒木は今まで見たことのない珍しい木だったので、調べてみますと「タラヨウ／多羅葉」といわれ「葉書の木、郵便局の木」と呼ばれることがあるようです。



日本では、葉の裏面に経文を書いたり、葉をあぶって占いに使用したり、戦国時代には葉の裏に文字を書いて情報のやりとりをしたという話もあります。また、**弘法大師がこれを用いて字を勉強した「学問の木」とされ、学校や寺社に植樹された**ようです。中国では苦丁と呼ばれ、葉を煎じて飲用（苦丁茶）に供しています。

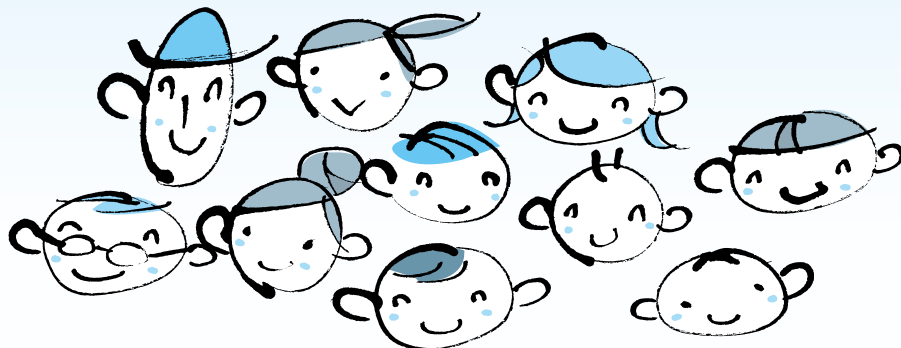


文字を書くことのできる性質がインドで経文を書くのに使用されたヤシ科のタラジュという木のようなことでタラヨウという名前の由来となっているともいわれています。



タラヨウの葉、枝、幹を**10月下旬まで、佐那河内村立図書館入口に展示してありますので是非ご覧になってください。**また、荘厳な嵯峨天一神社へ歴史散策に出かけてはいかがでしょうか。

多様な性を理解し、尊重しあえる環境をつくるため わたしたちにできること



9月9日（水）は、鳴門教育大学教授 葛西真記子さんを講師にお招きし、「セクシュアル・マイノリティって何だろう？」と題しご講演いただきました。

セクシュアル・マイノリティとは？

性的多数派《セクシュアル・マジョリティ》
＝「自分の性別に違和感がない」かつ「異性を好きになる」

性的少数派《セクシュアル・マイノリティ》
＝上記の多数派ではない人々の総称

では、セクシュアル・マイノリティの人はどれくらいいるのでしょうか？一般的には人口の5～10%（20人に1人か10人に1人）と言われていて、左利きやAB型の人と同じくらいの割合です。左利きやAB型の人とはよくいますが、セクシュアル・マイノリティの人と出会うことはなかなかありません。そのことに

違和感を覚えたほうがいい、と葛西さんはお話されていました。私たちの身近にも、周りに打ち明けることができず、悩みながら生活している人がいるかもしれません。

多様な性を理解し、尊重しあえる環境をつくるため、私たちは何ができるでしょうか。葛西さんは、多様な性について知識をもち、セクシュアル・マイノリティの人が自分のことを打ち明けられる存在になってほしいとおっしゃっていました。

男性は〇〇、女性だから〇〇、といった日本古来の固定概念にとらわれていませんか？男・女で色分けしているものは本当に必要でしょうか。名前の呼び方を「〇〇くん、〇〇ちゃん」ではなく「〇〇さん」に変えてみましょう。皆さんもこの機会に、自分の考え方を見直してみませんか。

佐那河内人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

徳島県最低賃金 令和2年10月4日から

時間額 **796** 円

※一部の製造業には
特定最低賃金が
定められています。

お問い合わせ

徳島労働局労働基準部賃金室（TEL088-652-9165）
または最寄りの労働基準監督署まで

石南ひまわり句会

七月十七日 根郷集会所

ほうずきの緑色ならお寺の子

西池 冬扇

人数分夏座布団の置きどころ

西池 みどり

慰める言葉さえなき出水かな

内藤 昭文

紫陽花や移動店舗の開き屋根

西尾 武義

アカバンスス地産地消の弁当屋

安喜 律子

夏マスク見知らぬ人と同じもの

尾山 光雄

新柄杓香りて甘き岩清水

丸野 幸枝

青山椒村奨励の香辛料

安喜 律子

長く長く降る星一つ慰霊の日

後藤 志郎

峠越えあの子孫かも子鹿来る

後藤 あや子

あーんする燕を真似てあーんする

田口 寛子

白服に汚れついたり有給日

高橋 仁美

熱帯夜水銀灯の灯を数え

坂田 小夜



読み合い朗読会 「伝えたい村の話」 佐那河内村史から

第56回

●今回は、佐那河内村の「民族」の章から「宗教」を読みました。
村史には書いてないのですが、朝宮神社についてこんな話を聞きました。昔、城主のお姫さまが子孫断絶の為に刃を向けられた。村の者に助けを求めたが、助けられず姫は亡くなってしまった。その後、村の者にお腹の病気が蔓延した。そこでお社を建てて祀ったところ、霊験あらたかに願い事を叶えてくれるようになった。それが徳島市大木にある朝宮神社で、そこのお札を持って、佐那河内村の朝宮神社の前身の祠に祀られた。しかし山中のため、麓に移すことになり、太鼓を転がして止まったところに遷座することになった。加持祈祷は効いたが、災厄が続き、厄除け祈

願に獅子舞を奉納することになった。露口家の増蔵さんのついでで石井町大萬から獅子舞いを習ったらしい。すると災厄もなくなった。息子の正重さんが修行して朝宮神社の堂守をされた。

●かなり書き足りないのですが以上です。秋祭りはありませんが、村人もお見守りくださる神さまに、自然の恵みや日頃の安穩を頂ける感謝を捧げに行かせていただこうと思います。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

次回開催：11月2日(月) 19:30 ~ 20:30
場 所：農振センター（2階）
問い合わせ：鈴木（090-2156-7935）

佐那河内村地域包括支援センターだより

10月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

教室名	日 時	会 場
いきいき体操教室	10月26日(月) 13:30 ~ 15:30	農振センター
脳若トレーニング教室	11月13日(金) 10:00 ~ 11:00	農振センター

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・大西

新家情報

◆ オンライン交流会 ～コロナ禍での試み～ ◆

9月13日、大阪ミリカ・ヒルズ団地の住民と佐那河内村でオンライン交流会を行いました。

今回はZoomを使い、佐那河内村側ですだちを使った料理をリアルタイムで中継しつつ、ミリカ・ヒルズの住民と一緒に調理をする企画を行いました。

※ミリカ・ヒルズとは？大阪府吹田市にある633戸の大規模マンション。
住民の約7割が子育て世代で佐那河内村とは2年前より交流を行っています。



ミリカ・ヒルズからは、20組以上の参加があり、参加者の子どもたちからはすだちを絞ったジュースが特に好評でした。坂本さんの解説するすだちの切り方、絞り方を真剣に聞きっていました。料理は、すだちジュースのほかに、すだちそうめん、佐那河内揚げ（唐揚げ）、すだちのはちみつ漬け、すだちゼリーを紹介しました。画面越しにミリカ・ヒルズの子供たちも楽しそうに調理していました。



坂本貴子さん（調理担当）

初めての体験で、時間の関係もあり、すだちの扱い方の初歩しか伝えられませんでした。大阪の皆さんに喜んでいただけて良かったです。

上野浩嗣さん（一般財団法人さなごうち理事長）

今回は村が主体となり、ミリカ・ヒルズの人たちに楽しんでもいただく形式でしたが、住民の皆さんからもっとすだちを普段の料理に使ってみたいという感想をいただき、今後はさらに双方向での都市部と地方の交流を続け、村の魅力を発信していきます。



この記事に関するお問合せ：一般財団法人さなごうち事務局 TEL：088-636-4030

佐那河内村移住交流支援センターだより

① 上半期の取り組み状況

佐那河内村移住交流支援センターではコロナウイルス感染症拡大の影響もあり、年度当初は相談件数が少ない状況でしたが、その後増加し上半期では約90件のお問い合わせを頂きました。

今年度は、これまでに5家族13人の皆さんがセンターを通し、本村へ転入されています。

② 空き家情報提供のお願い

ご紹介いただいた建物と移住希望者のマッチングが成立した場合、センター職員による片付けサポートも行います。空き家の管理にお困りの人もお気軽にご相談ください。



③ オンライン会議システムの導入について

センターでは、新家に導入したオンライン会議システムを利用し、オンラインでの移住相談を準備しています。

●お問い合わせ 佐那河内村移住交流支援センター（地方交流拠点新家内）TEL：088-636-4030



高橋 仁美



地域おこし協力隊の活動報告

秋に向けて開催を企画していたイベントがあったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催が叶いそうにありません。村の行事も、敬老会、秋祭り、村民体育祭と中止が続き残念ですね。

ALTのベサニー先生が行っている佐那河内村の魅力を伝えるビデオプロジェクトと一緒にしないかと声をかけをいただき、映像作成のため取材や資料の閲覧を行っています。テーマは「祭り」。

いろいろな祭りが中止になった今年、改めて佐那河内村の祭りについて見つめ直せたらいいなと思っています。まだ取材を始めたばかりなので、これから祭りのことについてお尋ねさせていただく人もでてくるかもしれません。その時は、どうぞよろしくお願いします！

9/3(木) 第51回敬老県民のつどいにて表彰

ホテルクレメントにて敬老県民のつどいが開催されましたが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、受賞者の出席は各表彰の代表8人のみと規模縮小になりました。式典では本村の安藝重美さんが友愛訪問活動功労者知事表彰者代表として出席され、飯泉知事より表彰状を受け取られました。

敬老県民のつどい受賞者および団体 (順不同敬称略)

- 友愛訪問活動功労者：表彰状 安藝 重美 ● 県老人クラブ連合会会長表彰：個人 森河 勤
- 友愛訪問活動功労者：感謝状 山川 靖子 ● 県老人クラブ連合会会長表彰：団体 府能支会 (代表 今田 忠)

おめでとうございます！

9/10(木) 小学1年生との交流事業 ジャガイモ植え

村老人クラブ会員16人と小学1年生がふれあい農園にてじゃがいも植えを行いました。朝方まで雨が降っていて、土も重たく、あいにくの天候の中、会員さんがうね上げやマルチがけなど用意してくれました。子どもたちも会員さんにアドバイスをもらいながら、マルチ止めや、種芋植えの作業を一生懸命してくれました。

最後に先生が「今日は楽しかったですか？」と子どもたちに聞いてくれると、「はあい！」と子どもたち皆が元気よく手を挙げて返事をしてくれました。そんな子どもたちの様子をみて会員さんたちも笑顔がこぼれていました。

じゃがいもの収穫は12月。また老人会と小学1年生の皆さんで、一緒にたくさんのじゃがいもが収穫できるのを楽しみにしています。



- 剪定講習会 -

シルバー人材センターでは、会員及び一般住民の剪定技能アップと技能習得のため庭木の剪定講習会を開催します。

- 1) 対象者 人材センター及び一般住民(おおむね60歳以上の人)
- 2) 定員 15人
- 3) 受講料 無料
- 4) 開催場所 村役場前など
- 5) 講習日 令和2年11月15日(日)・16(月)
- 6) 講習時間 両日とも9:30～15:00

※剪定ばさみなどをお持ちの人はご持参ください。※マスク着用にご協力ください。



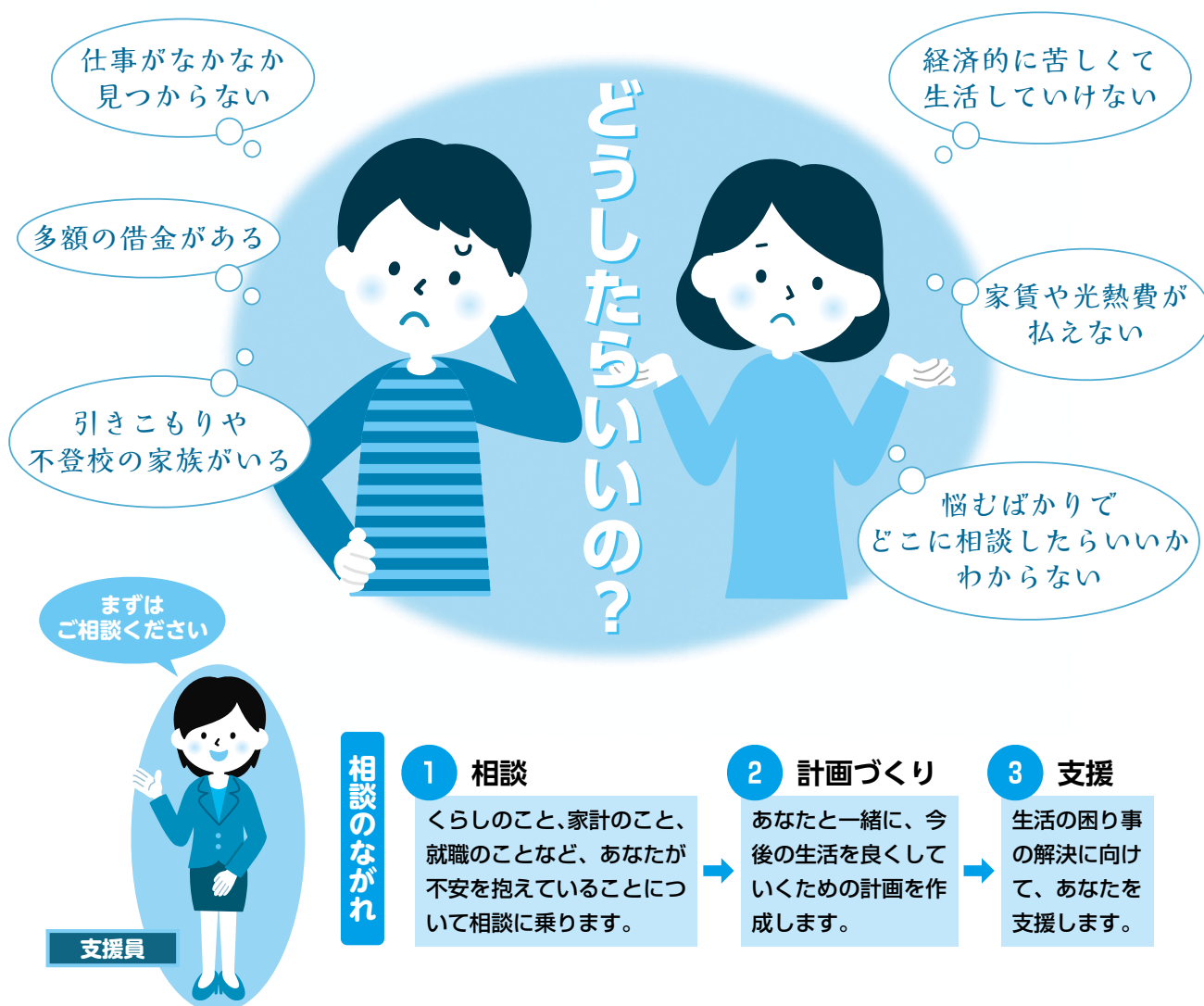
● 善意銀行だより ●

● 多仁 一文様 金一封

お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「くらしサポートセンター」を開設しました。



くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

駐在所だより

不審電話撃退装置を貸出します！

【貸出条件】(次の基準のいずれかに該当する人)

- ① 高齢者（65歳以上）のみで居住している人
 - ② 日中、高齢者のみとなる世帯
 - ③ 詐欺被害等防止のため本装置設置の必要性が高いと認められる人
- 希望される人は、駐在所までご連絡をお願いします。

飲酒運転撲滅にご協力を！

県警では、飲酒運転撲滅活動を実施しております。

佐那河内村地域の安全を守る会
日下早苗さんが制作した手話を使用した「のるなら のむな のんだら のるな」
を徳島中央警察署 1 階玄関の啓発物ロビーに展示しています。



いつも皆さんの家の近くを巡回していますので、
何かご用件のある人は手を振ってお気軽にお声お掛けください。
駐在所（Tel.088-679-2110）※緊急の場合は、110番通報をお願いします。



さなごうちスポーツクラブ案内

11月

村民体育館

卓 球 | バドミントン※
19：30～21：00 | 20：00～22：00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP5006

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	卓 球	12	バドミントン	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	卓 球	26	バドミントン	28
29	30				バドミントン	

月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
10月	16日	金	第2回人権大学講座	農振センター 1階 会議室	19:00 ～ 20:30	マスク着用・手指消毒にご協力お願いします。
			健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖などが 少し高めの人	農振センター 2階 大和室	19:30 ～ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	20日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ～ 翌11:00	
	23日	金	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖などが 少し高めの人	農振センター 1階 会議室	19:30 ～ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	24日	土	保育所運動会	保育所	9:00 ～ 11:00頃	雨天の場合は10月27日(火)に延期
	26日	月	いきいき体操教室 対象者：医師から運動制限をうけていない人	農振センター 1階 会議室	13:30 ～ 15:30	【持参物】運動しやすい服装、マスク、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	27日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ～ 翌11:00	
	30日	金	ネイチャーゲーム 健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖などが 少し高めの人	保育所 農振センター 1階 会議室	9:45 ～ 11:30 19:30 ～ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
11月	3日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ～ 翌11:00	
	6日	金	健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖などが 少し高めの人	農振センター 1階 会議室	19:30 ～ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	9日	月	心配ごと相談・行政相談、人権擁護相談・特別（法律相談）	農振センター 1階	9:00 ～ 12:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	10日	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ～ 翌11:00	
	13日	金	脳若トレーニング教室 対象者:65歳以上の人 健康づくりチャレンジ教室 対象：特定健診で血圧・血糖などが 少し高めの人	農振センター 1階 農振センター 1階 会議室	10:00 ～ 11:00 19:30 ～ 21:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。 【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	15日	日	剪定講習会(15日・16日の2日間)	村役場前など	9:30 ～ 15:00	【持参物】作業しやすい服装、剪定ハサミなど（お持ちの人） ※マスクの着用にご協力ください。

広

報

人

の

う

ご

き

(敬称略)

●おくやみ申し上げます●

令和2年9月12日

多仁地錦男 (88)

上字我楽

令和2年9月12日

喜田 恵子 (70)

下字山神

令和2年9月18日

長尾トヨ子 (95)

上字平間

令和2年9月27日

岩井 和子 (88)

上字北山



(株) 岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660 / FAX679-3661
<https://okamotocc.com/>

*エクステリア工事

カーポート・門扉・フェンスアルミ製品一式、駐車場

*土木工事、建築基礎、左官

*徳島県唯一のマイクロオーバーレイ認定施工店です



草木が繁茂してお困りの土地
はありませんか。

油圧ショベルに搭載するアタッチ
メントで、雑草から雑木・竹藪ま
で細かく粉碎し、空地や山林、耕
作放棄地などの広範囲の伐採整備
をスピーディーに行います。

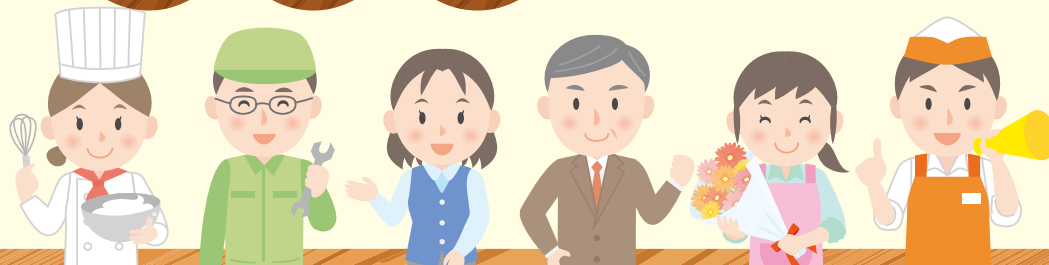
お気軽にお問い合わせください。



企業・個人事業者の皆さま

令和2年度 広報さなごうち・HP の

＝ 広告主 募集中 ＝



健康づくりの会（食生活改善推進員）のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.139 さば缶の冷や汁



栄養成分

エネルギー	121kcal	炭水化物	6.3g
タンパク質	9.5g	塩分	0.8g
脂質	6.4g		

●材料(4人分)

さば缶	80g	味噌	40g
木綿豆腐	200g	水	2カップ
きゅうり	100g	★みょうが	2個
すりごま(白)		★青じそ	4枚
	大1・1/2	★新生姜	8g

●作り方

- ①ボウルにさば缶(汁)、味噌、すりごまをいれてつぶし、上から分量の水を加えながら混ぜていく。
- ②軽く水気を取った豆腐は、手で割りながら①に入れる。
- ③きゅうりは小口切りにし、塩少々ふり、しんなりしたら①に入れる。
- ④みょうがは小口切り、青じそはせん切り、生姜はみじん切りにし、それぞれ水にさらし、水気をとって薬味とする。
- ⑤椀に①をそそぎ、上に④を飾る。

●ポイント

- 1) 宮崎県の郷土料理で、鰯を焼いて作りますが、安価で保存の利くさば缶を使うことで手軽に作ることができます。
- 2) 夏場は作って冷蔵庫で冷やしておくと暑さ対策にもなります。